

## ウ 愛玩動物に係るオンライン診療の受診の円滑化

【a, b : 令和6年度措置】

### <基本的考え方>

愛玩動物に対する診療におけるデジタル技術の活用は、特に、獣医師が少ない地方部などにおいて、飼育者宅等での適時に円滑な受診や健康状態の管理を容易にする。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### <実施事項>

- a 農林水産省は、愛玩動物診療におけるオンライン診療について、具体的にどのような要望や課題があるかを現場の飼育者、獣医師等に対して調査を行い、その結果を踏まえ、飼育者の利便性向上等の観点から、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を策定する。
- b 農林水産省は、aの指針を策定するに当たり、厚生労働省における「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の既存の指針も参考にしつつ、初診からオンライン診療を行うことが可能であることを盛り込む。